

● 千葉県立保健医療大学管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

○千葉県立保健医療大学管理規則（平成二十年千葉県規則第八十七号）に関する資料

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立保健医療大学設置管理条例（平成二十年千葉県条例第五十三号）第五条の規定により、千葉県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第二条 大学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>三 春季休業日 三月二十二日から三月三十一日まで</p> <p>四 夏季休業日 八月一日から九月三十日まで</p> <p>五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで</p> <p>2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>(入学志願の手続)</p> <p>第三条 大学に入学を志願する者は、学長が定める期日までに入学願書その他学長が必要と認める書類に入学検査料を添えて学長に提出しなければならない。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第四条 学長は、前条の入学を志願する者について学長が別に定めるところにより、選考を行う。</p> <p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第五条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が定める期日までに学長が定める書類を提出しなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。</p> <p>(科目等履修生等)</p> <p>第六条 学長は、大学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生又は研修生（次項において「科目等履修生等」という。）を受け入れることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、科目等履修生等に関し必要な事項は、学長が別に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県立保健医療大学設置管理条例（平成二十年千葉県条例第五十三号）第五条の規定により、千葉県立保健医療大学（以下「大学」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第二条 大学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日</p> <p>三 春季休業日 三月二十二日から三月三十一日まで</p> <p>四 夏季休業日 八月一日から九月三十日まで</p> <p>五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで</p> <p>2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。</p> <p>(入学志願の手続)</p> <p>第三条 大学に入学を志願する者は、学長が定める期日までに入学願書その他学長が必要と認める書類に入学検査料を添えて学長に提出しなければならない。</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第四条 学長は、前条の入学を志願する者について学長が別に定めるところにより、選考を行う。</p> <p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第五条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が定める期日までに学長が定める書類を提出しなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。</p> <p>(科目等履修生等)</p> <p>第六条 学長は、大学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研究生又は研修生（次項において「科目等履修生等」という。）を受け入れることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、科目等履修生等に関し必要な事項は、学長が別に</p>

定める。

(評議会)

第七条 大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 大学の事務局長
- 五 健康福祉部長
- 六 学識経験を有する者

3 前項第五号に規定する者は、知事が委嘱する。

(教授会)

第八条 学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前各号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育又は研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(診療日及び診療時間)

第九条 千葉県立保健医療大学設置管理条例第三条第三項に規定する歯科診療を行う施設(次項において「歯科診療施設」という。)の診療日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで
 - 四 特別の事情により学長が必要と認めたり
- 2 歯科診療施設の診療時間は、午前九時半から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

3 前各項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び診療上必要と認められる場合には、診療日以外の日又は診療時間以外の時間であっても診療を行うこと

定める。

(評議会)

第七条 大学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 大学の事務局長
- 五 健康福祉部長
- 六 学識経験を有する者

3 前項第五号に規定する者は、知事が委嘱する。

(教授会)

第八条 学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前各号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育又は研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(診療日及び診療時間)

第九条 千葉県立保健医療大学設置管理条例第三条第三項に規定する歯科診療を行う施設(次項において「歯科診療施設」という。)の診療日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで
 - 四 特別の事情により学長が必要と認めたり
- 2 歯科診療施設の診療時間は、午前九時半から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

3 前各項の規定にかかわらず、緊急を要する場合及び診療上必要と認められる場合には、診療日以外の日又は診療時間以外の時間であっても診療を行うこと

ができる。

(診療手続)

第十条 診療を受けようとする者は、診療申込書（別記様式）を学長に提出し、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認その他の被保険者又は被扶養者であることの確認を受けること等の手続を経て診療券の交付を受けなければならない。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(補則)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

ができる。

(診療手続)

第十条 診療を受けようとする者は、診療申込書（別記様式）を学長に提出し、次の各号に掲げる手続を経て診療券の交付を受けなければならない。

一 健康保険、国民健康保険その他社会保険の被保険者又はその被扶養者にあつては、所定の保険証を提示すること。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）その他の法令の適用を受ける者にあつては、当該法令の定める医療券その他所定の証明書を提示すること。

三 前各号に掲げる者以外の者にあつては、その旨を告げること。

(補則)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。